

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成要領

令和2年9月

札幌市

はじめに

はじめに

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、**洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）の作成、訓練の実施が義務として課されることとなりました。**

本資料は、「**要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き 解説編**」（令和2年6月、国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室、砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室）に準拠して、札幌市のハザードマップ情報や避難情報等を反映し、避難確保計画を作成しやすいように整理したものです。

●国土交通省HP「避難確保計画作成の手引き」

◆計画作成にあたって

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikakusakusei.pdf>

◆解説編

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/kaisetsu.pdf> ◀ **必ず読んでください**

◆様式編（ひな形）

社会福祉施設 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/fukushi.xlsx>

学校施設 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/gakkou.xlsx>

医療施設 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/iryo.xlsx>

避難確保計画の“ひな形”として使用してください

◆記載例

社会福祉施設 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/fukushi.pdf>

学校施設 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/gakkou.pdf>

医療施設 <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/iryo.pdf>

※本資料では、国土交通省の「避難確保計画作成の手引き 解説編」の関係章・節を付記します。
その際、「手引き解説編 第1章 1.1 表紙・目次」のように表します。

作成要領の流れ

作成要領の流れ

作成準備編

① 施設周辺のリスクを知る	p1～p4
② 避難場所を選ぶ	p5
③ 避難の方法を考える	p6～p7
④ 避難経路を考える	p8
⑤ 避難に関わる気象情報・洪水情報を知る	p9～p11
⑥ 避難のタイミングを考える	p12～p16
⑦ 大雨時の気象、河川の状況を調べる	p17～p18
⑧ 作成準備編のまとめ	p19

計画作成編

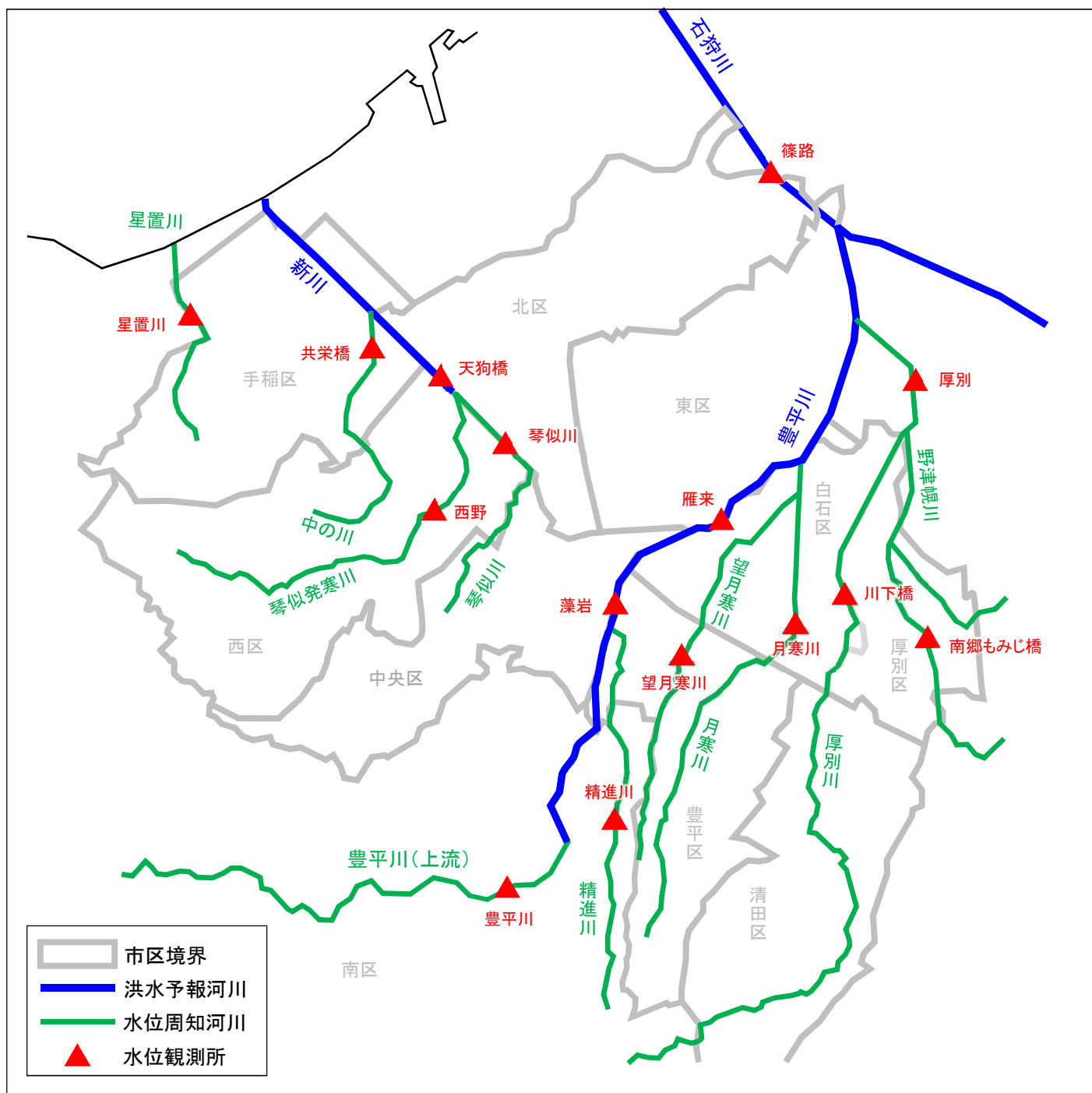
表紙	p1
目次	p2
様式1（計画の目的等）	p3
様式2（防災体制）	p4～p7
様式3（情報収集・伝達）	p8
様式4（避難誘導）	p9
様式5（避難の確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施）	p10
様式6（自衛水防組織の業務に関する事項）	p11
様式7（防災教育及び訓練の年間計画）	p12
様式8（利用者緊急連絡先一覧表）	p13
様式9（緊急連絡網）	p14
様式10（外部機関等の緊急連絡先一覧表）	p14
様式11（対応別避難誘導一覧表）	p15
様式12（防災体制一覧表）	p16
別添（自衛水防組織活動要領）	p17
別表1・別表2（自衛水防組織の編成と任務、自衛水防組織装備品リスト）	p18
別紙1（施設周辺の避難地図）	p19
既存の計画への追記による避難確保計画の作成	p20
要配慮者利用施設の所管課	p21

避難確保計画作成要領

～ 作成準備編 ～

① 施設周辺のリスクを知る	p1～p4
② 避難場所を選ぶ	p5
③ 避難の方法を考える	p6～p7
④ 避難経路を考える	p8
⑤ 避難に関わる気象情報・洪水情報を知る	p9～p11
⑥ 避難のタイミングを考える	p12～p16
⑦ 大雨時の気象、河川の状況を調べる	p17～p18
⑧ 作成準備編のまとめ	p19

札幌市内の主な河川と水位観測所



①施設周辺のリスクを知る ～土砂災害の場合～

3

- 施設が土砂災害警戒区域内に位置しているかを、土砂災害避難地図（ハザードマップ）等により確認してください。

札幌市土砂災害避難地図（ハザードマップ）

- ◆札幌市ホームページでご確認いただけます。

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/dosha_keikai.html

- ◆各区役所に、各区の土砂災害避難地図（ハザードマップ）を配架しています。また、札幌市役所本庁舎7階危機管理対策室には、全区のマップを配架しています。

札幌市地図情報サービス

- ◆札幌市ホームページの「札幌市地図情報サービス」でも、土砂災害警戒区域をご確認いただけます。

http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html



北海道土砂災害警戒情報システム

- ◆「北海道土砂災害警戒情報システム」は、土砂災害警戒区域等の指定を行う北海道のホームページであり、最新の指定状況と詳細な区域図が確認できます。

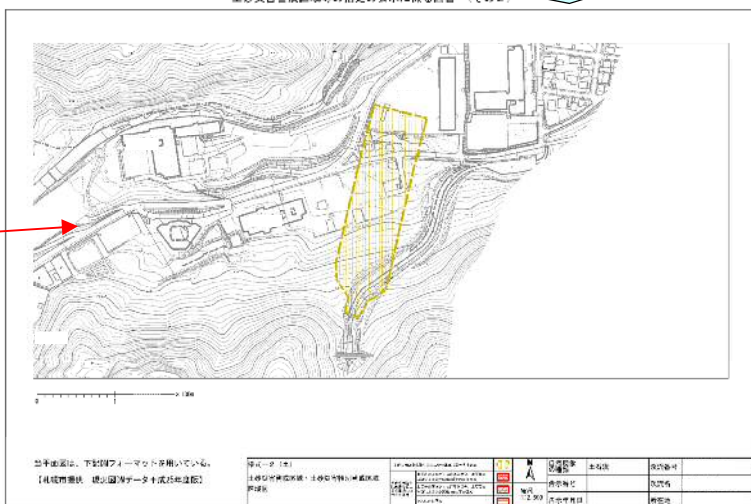
http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

※札幌市土砂災害避難地図（ハザードマップ）は、北海道から情報提供を受けて作成するものです。最新の情報を「北海道土砂災害警戒情報システム」にてご確認ください。



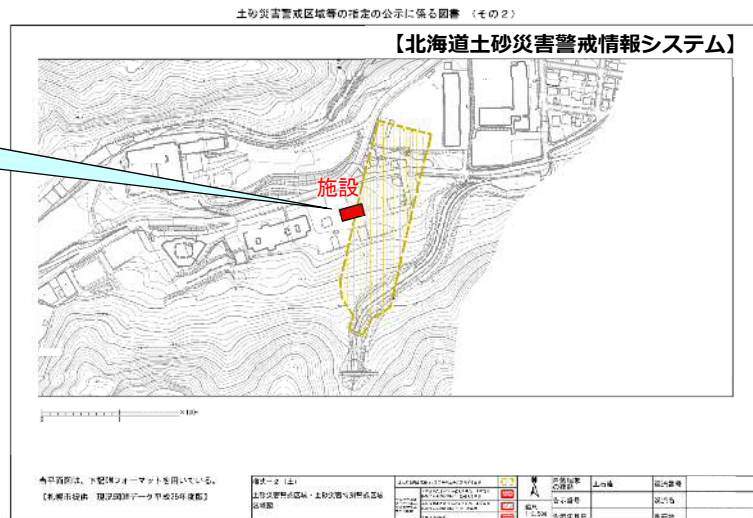
- ・「区域図」をクリックすると、詳細な図面が表示されます。
- ・詳細な図面から、施設が土砂災害警戒区域等に入っているかどうかを確認してください。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



【洪水】施設の浸水深が0.5m以上（床上浸水以上）となる場合
施設が（浸水深0.5m未満でも）「家屋等倒壊危険氾濫想定区域」にある場合
【土砂災害】施設が「土砂災害警戒区域内」にある場合

※土砂災害は発生の予測などが難しい災害なので、施設が土砂災害警戒区域内ではなくても、すぐ近くにある場合等は、避難場所の位置や避難情報の入手方法等を確認し、万が一に備えておくことが大事です。



●施設に関わるリスクを把握したら、**リスクに対応した避難場所**を選んでください。

手引き解説編 第1章 1.5 避難誘導

避難場所を選ぶときの注意

◆リスクに応じた避難場所を選ぶ。

近所に小学校や中学校があったとしても、その学校が洪水や土砂災害により被害を受ける危険性がある場合は、**洪水や土砂災害時の避難場所に指定していません**。選んだ場所が、**洪水時や土砂災害時の避難場所として指定されているか、確認**しましょう。



No	施設名・住所	土砂	洪水
南1	澄川西小学校 澄川2条5丁目7-2	×	×
南2	澄川小学校 澄川5条4丁目1-1	○	①
南3	澄川南小学校 澄川5条13丁目7-1	○	①
南4	澄川中学校 澄川6条6丁目1-10	○	①
南5	真駒内中学校 真駒内幸町3丁目1-1	○	①
南6	真駒内桜山小学校 真駒内泉町3丁目13-1	○	①

【土砂】

○：土砂災害時の避難場所として利用可能
×：土砂災害時の避難場所として利用不可

【洪水】

×：洪水時の避難場所として利用不可
①：洪水時の避難場所として利用可能
②（数字より上階に避難する）

※詳しくは、洪水ハザードマップ、札幌市HPをご覧ください。

避難場所等については、札幌市HPをご確認ください。

http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/hinan/hinan_index.html

◆避難場所は“系列施設及び同種類似施設”、“指定緊急避難場所”が基本

避難場所は、“浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の**系列施設及び同種類似施設**”、最寄りの“**指定緊急避難場所**”から選ぶのが基本です。系列施設及び同種類似施設の設定が難しい場合は、“指定緊急避難場所”としてください。

【指定緊急避難場所 兼 指定避難所（基幹）】

災害から身を守るため緊急的に避難する施設又は場所です。災害の種類ごと（洪水災害、土砂災害、地震災害、大規模な火事）に指定しています。

滞在スペースを有する指定緊急避難場所については、災害の危険がなくなるまで一定期間滞在中、又は災害により自宅へ戻れなくなった被災者等が一時的に滞在する指定避難所（基幹）を兼ねています（市立小中学校、区体育館など）。

◆適切な「指定緊急避難場所」が無い場合・・・

近所に適切な「指定緊急避難場所」が無い場合は、近隣のより安全な場所や建物に避難しましょう。その場合、**建物の管理者等とあらかじめよく話し合い、協力関係を作っておくことが重要**です。

◆要配慮者二次避難所（福祉避難所）について

要配慮者二次避難所（福祉避難所）は、大規模な自然災害が発生した場合に、指定避難所に設置される福祉避難スペースでの避難生活が困難な要配慮者のために、日常生活上の生活支援等の体制が整った避難所として、**災害発生後に開設するもの**です。

札幌市が各社会福祉施設等に連絡し、要配慮者の受入が可能かを確認したうえで、開設をお願いします。要配慮者二次避難所への受入は、札幌市が施設との調整を経て行うものであり、**自己判断での直接避難はできません**。

③避難の方法を考える ～洪水～

6

- 避難の方法には、安全な避難場所に早めに移動する「**立ち退き避難（水平避難）**」と、建物の上階に移動する「**垂直避難**」などがあります。状況に応じた避難ができるように、**複数の避難方法**を考えておきましょう。

安全な避難場所に避難

手引き解説編 第1章 1.5 避難誘導

- ◆施設から、②で選んだ**指定避難場所等の安全な場所に早めに避難**しましょう。
- ◆浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外にある**系列施設及び同種類似施設**も、避難場所として検討してください。

建物の上階等に避難

- ◆移動に伴うリスクが高く、避難に要する時間を十分に確保できない場合は、**想定浸水深よりも高い上階などに移動する（垂直避難）**など、状況に応じて安全を確保することが重要です。
- ◆想定浸水深に対して施設の階数が不足する場合は、近くの安全な場所や高い建物等への避難を考えてください。この場合、建物の管理者等と予めよく話し合い、協力関係を作ることが重要です。

避難方法検討の注意点

- ◆以下のような場所に立地する場合は、**建物内にとどまることは危険**なので、**早めに安全な場所へ避難**してください。

【施設の上階が、浸水した場合に想定される水深より低い場合】

施設の上階が想定浸水深よりも低い場合は、早めに立退き避難を行う必要があります。

【施設が**家屋倒壊等浸水想定区域（氾濫流、河岸浸食）**に位置する場合】

氾濫流：流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域

河岸浸食：洪水時に地面が削られる恐れのある区域

※氾濫流、河岸浸食の範囲は、洪水ハザードマップ、札幌市地図情報サービスで確認できます。



【氾濫流による被害】
R2.7 熊本県球磨村渡地区
出典：令和2年7月豪雨による熊本県人吉市および球磨村渡地区の洪水被害の特徴－2020年7月9日調査速報 第1版－，防災科学技術研究所 調査速報 2020年7月14日



【河岸浸食による被害】
H28.8 清水町ベケレベツ川
出典：平成28年台風10号大雨災害報告書（平成29年7月 清水町）



札幌市洪水ハザードマップ、札幌市地図情報サービスでは、**氾濫流、河岸浸食**のおそれがある区域を確認できます。

③避難の方法を考える ～土砂災害～

7

- 避難の方法には、安全な避難場所に早めに移動する「**立ち退き避難（水平避難）**」と、建物の上階に移動する「**垂直避難**」などがあります。状況に応じた避難ができるように、**複数の避難方法**を考えておきましょう。

避難方法検討の注意点

手引き解説編 第1章 1.5 避難誘導

- ◆以下のような場所に立地する場合は、**建物内にとどまることは危険**なので、**早めに安全な場所へ避難**してください。

【施設が土砂災害警戒区域等に位置する場合】

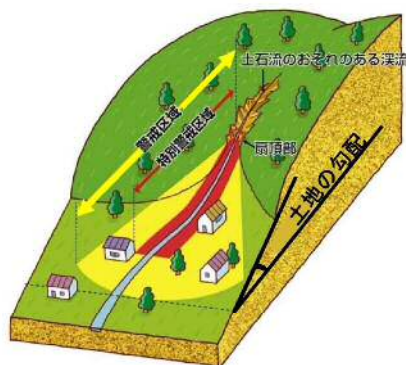
土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域
※時間的に余裕がない場合等は屋内安全確保もやむを得ない

土砂災害特別警戒区域：警戒区域のうち土砂災害が発生した場合に建物が破壊され、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域
土砂災害特別警戒区域に位置する場合は、**立ち退き避難が必要**。

土砂災害の種類

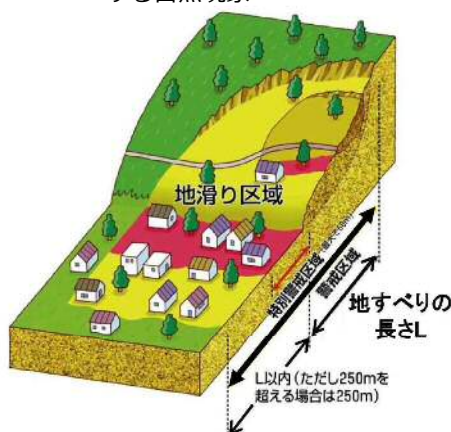
土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



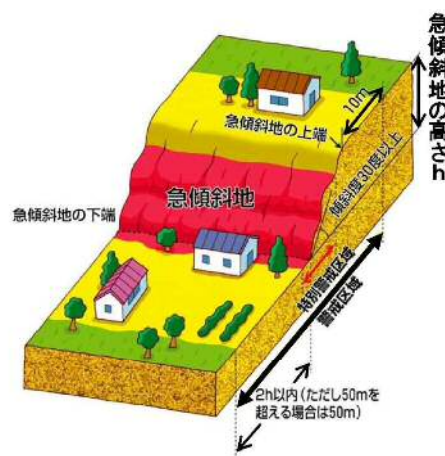
地すべり

土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



【土石流による被害】
H21.7 山口県防府市



平成21年7月20日から、山口県内では活発な梅雨前線の影響で大量の雨が降り、7月21日の正午前後に防府市で土砂災害が多発した。
防府市では、**特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」**で、土石流により入居者7名が犠牲となった。

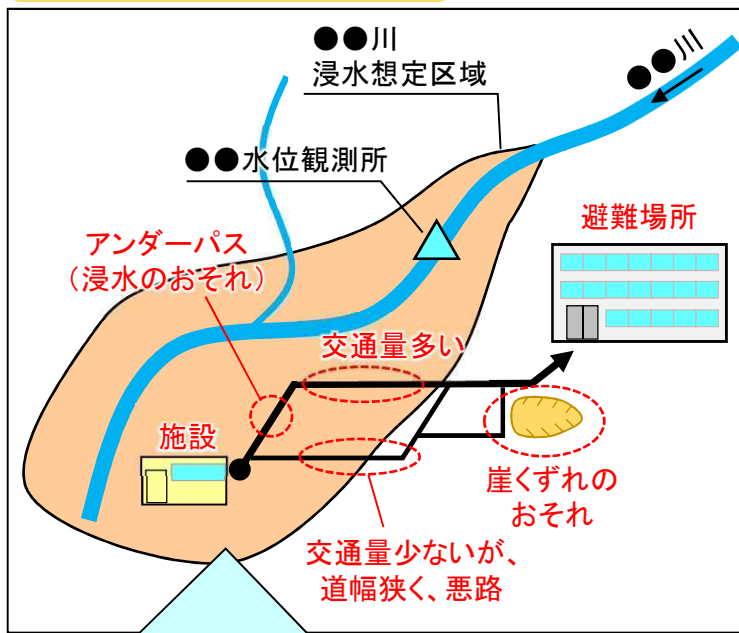
出典：「水害・土砂災害への備え～早期の避難による安全の確保をめざして～」
(国土交通省北海道開発局札幌開発建設部)

④避難経路を考える

8

- 施設から避難場所までの速やかに移動できるように、予め避難経路を考えておきましょう。その際、**避難経路上のリスク**を調べて、状況に応じて安全に避難できるように、**複数の避難経路**を考えておきましょう。

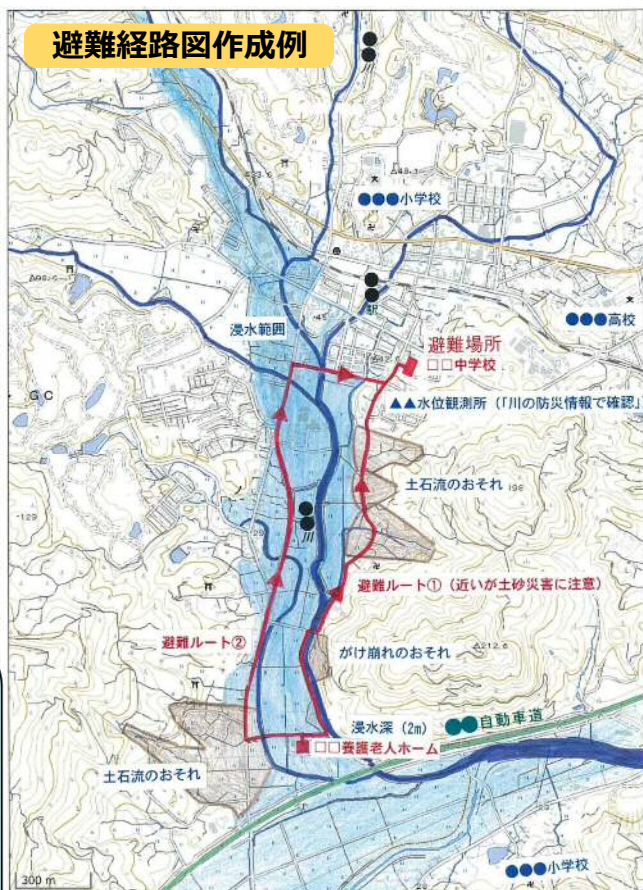
避難経路図作成のイメージ



- ◆避難経路上にある様々なリスクを、各種ハザードマップ等により**予め把握**しておき、状況に応じて経路を変えて避難できるように**複数の避難経路**を考えておきましょう。
 - ・アンダーパス等の浸水の危険がある場所
 - ・土砂災害のおそれがある箇所
 - ・交通量が多く渋滞のおそれがある道路
 - ・悪路で悪天候時の通行が危険と思われる道路 等
- ◆地域の自治会等と連携、情報提供を依頼して、地域の人々しか知らないような災害時の危険な場所等の情報を、避難経路図に反映することも重要です。

手引き解説編 第1章 1.5 避難誘導
手引き解説編 第1章 1.9 施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）

避難経路図作成例



避難経路図に記載する情報

施設の位置、避難場所、施設から避難場所までの避難経路、施設周辺のハザード 等

避難経路図作成の基になる地図

- ◆基になる地図は、**特に指定はありません**。（国土地理院の「地理院地図」等。道路地図等の紙地図を避難経路図の作成に使用することも考えられます）。
- ◆印刷して、避難経路や注意事項を**手書きして、切り貼りして使用しても構いません**。



⑤避難に関わる気象情報・洪水情報を知る

9

- 避難情報とも関係する**気象情報・洪水に関する情報と、災害発生の危険度の関係**を理解し、避難の判断に役立てましょう。

気象庁が発表する洪水に関する警報・注意報

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）

手引き解説編 第2章 2.1 洪水に関する情報

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていません。

気象庁が発表する土砂災害に関する警報・注意報

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）

手引き解説編 第2章 2.6 土砂災害に関する情報

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

都道府県と気象庁が共同で発表する情報（土砂災害警戒情報）

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）

手引き解説編 第2章 2.6 土砂災害に関する情報

情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
●●市（町・村）土砂災害警戒情報	「過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難に係る時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたときに発表	市町村：避難勧告の発令 住民：避難の実施

- ◆気象庁が発表する洪水や土砂災害に関する情報、土砂災害警戒情報は、気象庁ホームページで確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

- ◆気象庁が発表する警報・注意報については、以下で各地の発表基準が確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

- ◆土砂災害警戒情報は、「北海道土砂災害警戒情報システム」でも確認できます。

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

- 避難情報とも関係する**気象情報・洪水に関する情報と、災害発生危険度の関係**を理解し、避難の判断に役立てましょう。

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）
手引き解説編 第2章 2.1 洪水に関する情報

避難情報の発令基準 ～洪水時（洪水予報河川）～

警戒レベル	水 位	洪水予報	避難情報
5	氾濫の発生	●●川 氾濫発生情報	災害発生情報 【レベル5】発令
4	堤防天端高 氾濫危険水位	●●川 氾濫危険情報	避難指示(緊急)【レベル4】 発令の検討 避難勧告【レベル4】 発令の検討
3	避難判断水位	●●川 氾濫警戒情報	避難準備・高齢者等 避難開始【レベル3】 発令の検討
2	氾濫注意水位	●●川 氾濫注意情報	※発令範囲についてはp12を参照 してください。
1			

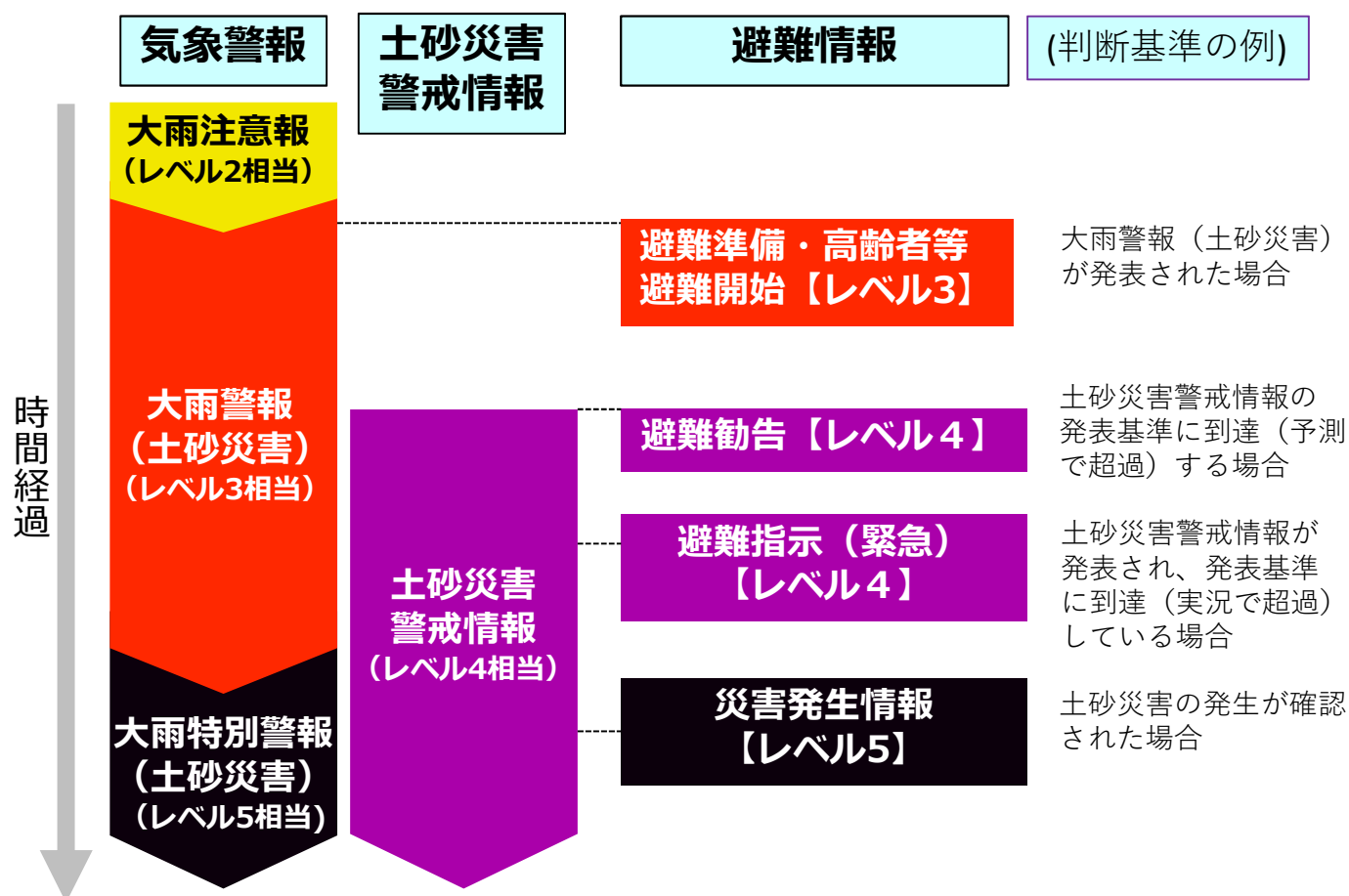
避難情報の発令基準 ～洪水時（水位周知河川）～

警戒レベル	水 位	避難情報
5	氾濫の発生	災害発生情報 【レベル5】発令
4	堤防天端高 氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難指示(緊急)【レベル4】 発令の検討 避難勧告【レベル4】 発令の検討
3	避難判断水位	※水位周知河川では、“避難準備・ 高齢者等避難開始”は発令され ません。 ※発令範囲についてはp12を参照 してください。
2	氾濫注意水位	
1		

- 避難情報とも関係する**気象情報・洪水に関する情報と、災害発生危険度の関係**を理解し、避難の判断に役立てましょう。

避難情報の発令基準 ～土砂災害時～

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）
手引き解説編 第2章 2.6 土砂災害に関する情報



避難のタイミング

- ◆施設に発令される**避難情報を確認**し、避難のタイミングを決めてください。
- ◆土砂災害は予測が難しく、ひとたび発生すると建物を破壊し、多大な被害が発生することから、**早期に立ち退き避難**が実施できるように、避難のタイミングを決めてください。
- ◆洪水、土砂災害ともに、**避難所の開設状況を札幌市ホームページ等で確認**し、避難を開始してください。
- ◆避難情報は、**河川の水位情報や土砂災害の危険度情報、今後の雨の見込み等から総合的に判断し、発令**します。緊急速報メールや札幌市ホームページ等で、避難情報の発令状況をご確認ください。

- 札幌市から発令される**避難情報の種類や入手方法**を整理し、**避難のタイミング**を考えましょう。

避難情報

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）

- ◆以下の避難情報は**札幌市が発令**し、**様々な媒体を通じて伝達**します。

避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】

災害が発生する危険性が高まることが予想される状況。
お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間を要する方は避難を開始。

避難勧告【警戒レベル4】

災害が発生する**危険性が高い**状況。**危険な場所から速やかに避難。**

避難指示（緊急）【警戒レベル4】

災害が発生する**危険性が極めて高い**状況。**危険な場所からただちに避難。**

災害発生情報【警戒レベル5】

すでに災害が発生した状況。まだ避難していない人は、**ただちに命を守るための最善の行動**を。

【情報入手方法】

- ・緊急速報メール・エリアメール※1
- ・テレビ、ラジオ放送
- ・コミュニティFMラジオ
- ・広報車等※2
- ・インターネット（札幌市、北海道等のHP）
- ・携帯電話によるメール配信※3

※1 避難情報、発令範囲が配信されます。受信可能な状態になっているか、**携帯電話の設定**をご確認ください。
文字数制限があるため、**複数回に分けてメール送信**されます。内容をよく確認し、必要に応じて**札幌市HP等で情報を確認**してください。

※2 各区役所の広報車、消防車、パトカー等により関係区域を巡回して伝達する。

※3 事前登録された携帯電話に対して伝達する。
「北海道防災情報」 (<http://i.bousai-hokkaido.jp/>)

避難情報の発令範囲 ～洪水時～

- ◆河川の種類（**洪水予報河川**、**水位周知河川**）によって、**発令される避難情報が異なることに注意**してください。

河川の種類	対象河川名	避難情報の発令範囲	避難情報			
			避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	（避難指示（緊急））	災害発生情報
洪水予報河川	石狩川、豊平川（下流）、新川	浸水深50cm以上（床上浸水以上）	○※	○※	○	○
水位周知河川	厚別川、野津幌川、月寒川、望月寒川、精進川、豊平川（上流）、中の川、琴似発寒川、琴似川、星置川	浸水深50cm以上（床上浸水以上）	—	○※	○	○

- ◆避難情報は、**河川毎**に、**想定浸水深が50cm以上の地域（範囲）**に対して発令します。

- ◆雨や河川の状況、地域によっては、表のように**順番に避難情報が発令されない場合があります**。このような場合は、**他の地域での避難情報の発令状況等**を参考に、避難の検討を行ってください。

【例】“避難準備・高齢者等避難開始”が発令されずに、“避難指示（緊急）”が発令される 等

避難のタイミング

- ・施設に発令される避難情報を確認し、「**避難のタイミング**」を決めてください。
- ・周辺の道路の浸水状況や、他の区域の避難情報発令状況等、必要に応じて「**避難情報**」の他に「**避難判断の目安となる基準**」を決めることも有効です。

⑥避難のタイミングを考える ～洪水（洪水予報河川）～

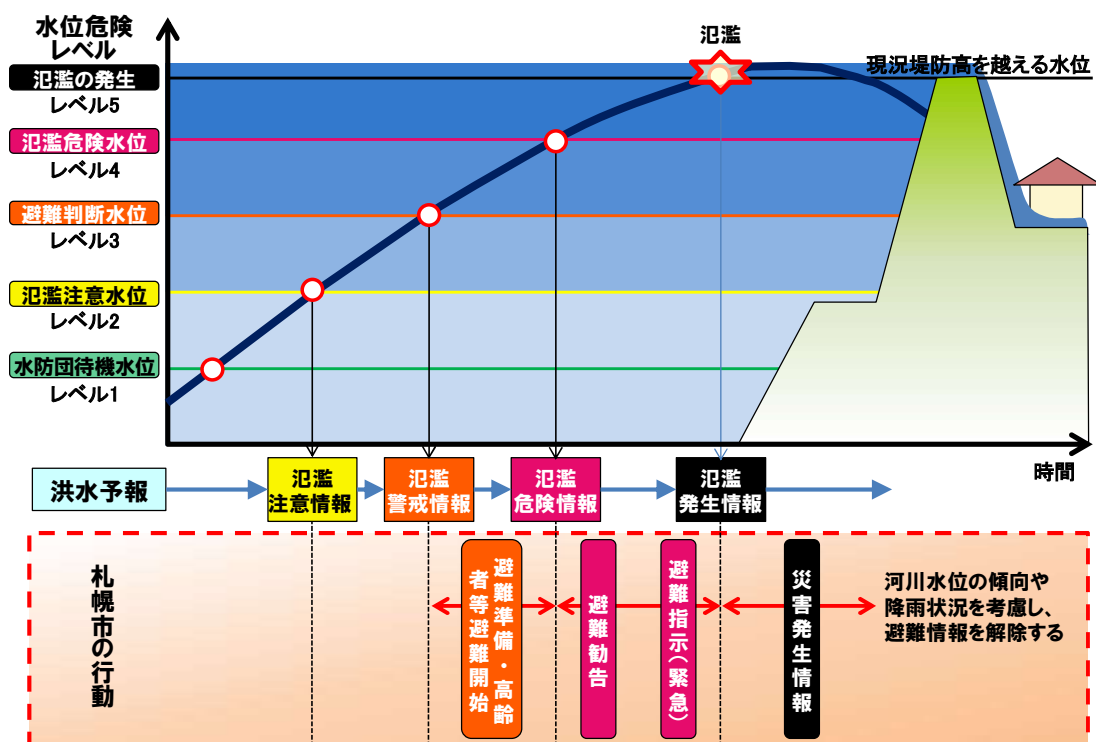
13

- 札幌市から発令される**避難情報の種類や入手方法**を整理し、**避難のタイミング**を考えましょう。

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）
手引き解説編 第2章 2.2 洪水に関する情報

避難情報の発令基準 ～洪水時（洪水予報河川）～

避難情報	避難情報の発令基準【洪水予報河川】
避難準備・ 高齢者等避難開始	◆基準水位観測所の水位が「避難判断水位（レベル3水位）」に達し、今後水位が「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達すると見込まれるとき。 ◆「氾濫警戒情報（経過レベル3相当情報[洪水]）」や河川管理者等からの情報により、今後水位が上昇し、「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達すると見込まれるとき
避難勧告	◆基準水位観測所の水位が「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達し、今後水位の上昇が見込まれるとき ◆「氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）」や河川管理者等からの情報により、今後水位の上昇が見込まれるとき
避難指示（緊急）	◆水位計の水位が「堤防天端高」に達することが見込まれるとき ◆河川管理者等からの情報により、水位が「堤防天端高」に達することが見込まれる情報が入ったとき
災害発生情報	◆「氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）」や河川管理者等からの情報により、堤防の決壊や越水・溢水の発生が把握できたとき



⑥避難のタイミングを考える ～洪水（水位周知河川）～

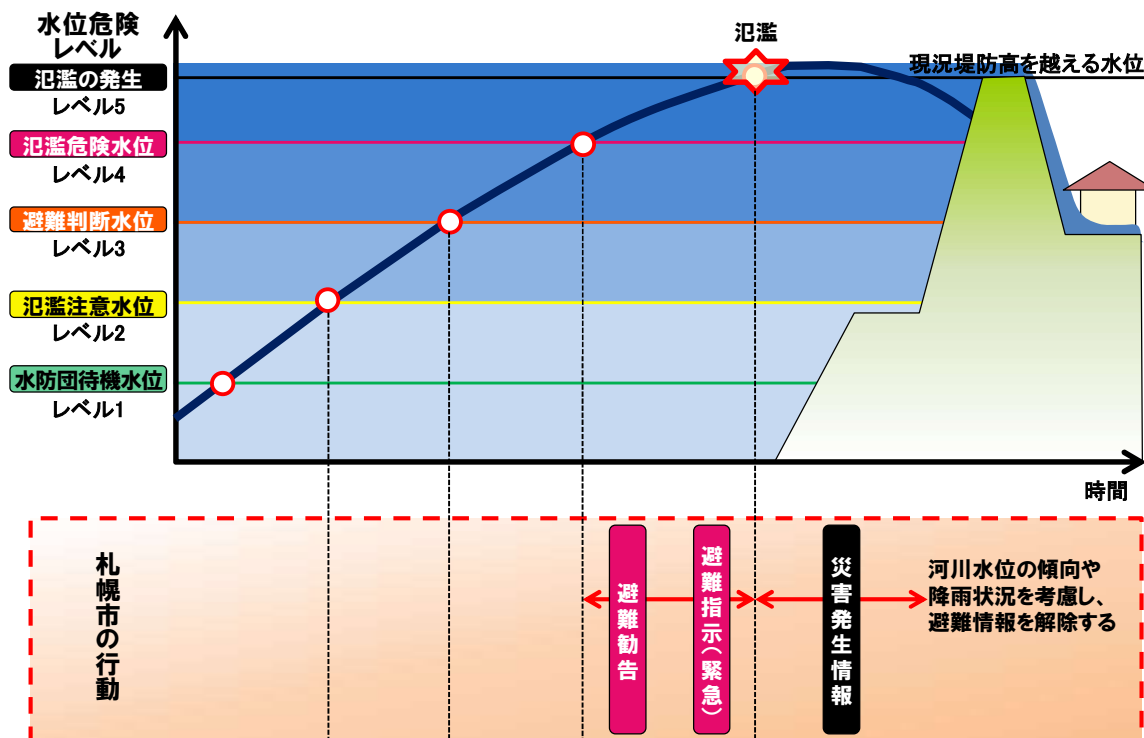
14

- 札幌市から発令される**避難情報の種類や入手方法**を整理し、**避難のタイミング**を考えましょう。

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）
手引き解説編 第2章 2.2 洪水に関する情報

避難情報の発令基準 ～洪水時（水位周知河川）～

避難情報	避難情報の発令基準【水位周知河川】
避難準備・高齢者等避難開始	水位周知河川では、「避難準備・高齢者等避難開始」は発令されない
避難勧告	◆基準水位観測所の水位が「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達し、今後水位の上昇が見込まれるとき ◆「氾濫危険水位（レベル4水位）」に達していないものの河川管理者等からの情報により、今後水位の上昇が見込まれるとき
避難指示（緊急）	◆水位計の水位が「堤防天端高」に達することが見込まれるとき ◆河川管理者等からの情報により、当該河川の水位が「堤防天端高」に達することが見込まれる情報が入ったとき
災害発生情報	◆河川管理者等からの情報により、堤防の決壊や越水・溢水の発生が把握できたとき



●札幌市から発令される**避難情報の種類や入手方法**を整理し、**避難のタイミング**を考えましょう。

避難情報の発令基準 ～土砂災害時～

手引き解説編 第1章 1.3 防災体制（様式2）
手引き解説編 第2章 2.6 土砂災害に関する情報

◆土砂災害に対する避難情報は、表に示す基準に基づき発令される。

避難情報	避難情報の発令基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	◆大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当】が発令された場合 ◆土砂災害緊急情報において避難準備が必要と言及された場合
避難勧告	◆土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】が発令した場合 ◆土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見され、区長が避難勧告を要請した場合
避難指示（緊急）	◆土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当】が発表された場合 ◆地域の実情に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促すため、区長が避難指示（緊急）を要請した場合 ◆土砂災害緊急情報において、重大な土砂災害が起きる可能性が高いと言及された場合
災害発生情報	・土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流）の発生が確認された場合 ・土砂災害が発生し、区長が災害発生情報の発令を要請した場合

避難情報の発令範囲 ～土砂災害時～

- ◆避難情報の発令範囲は、図に示す5km×5kmの**メッシュ単位での発令**となります。
- ◆メッシュ内の土砂災害警戒区域内にある施設が対象となります。メッシュ内にあっても、**土砂災害警戒区域内に位置していない施設は、避難情報の対象外**となります。

※土砂災害警戒区域に隣接し、土砂災害の心配がある場合は、避難情報を参考にして避難を検討してください。



「北海道土砂災害警戒情報システム」では、メッシュ単位の土砂災害危険度情報が確認できます。施設があるメッシュの色の变化に注意し、避難判断の参考に利用してください。

- 札幌市から発令される**避難情報の種類や入手方法**を整理し、**避難のタイミング**を考えましょう。

緊急速報メール

- ◆緊急速報メールは**文字数制限**があるため、下の例のように発令範囲を表します。
- ◆緊急速報メールを受信した場合は、**発令範囲や避難所の開設状況等を札幌市HP等でご確認**ください。
- ◆避難情報（発令範囲や避難所開設状況）や気象情報等は、**自ら確認することが重要**です。

【例】豊平川の避難準備・高齢者等避難開始の緊急速報メール

タイトル: 豊平川高齢者避難

警戒レベル3

豊平川氾濫の危険性が高まることが予想されるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令

対象地域: 札幌市中央区中島公園の番地、大通東、大通西、南1～7条東、南1～30条西、北1～5条東、北1～5条西、北区篠路町拓北の番地、北6～8,12～18,20～23条西、
次のメールに続きます0041

タイトル: 豊平川高齢者避難

先ほどの緊急速報メールの続きです
対象地域の続き: 札幌市東区丘珠町・東苗穂町・東雁来町・中沼町の各番地、北4～18,21～23条東、苗穂町、本町、伏古、東苗穂、北丘珠、東雁来、モエレ沼公園、白石区菊水元町・米里の各番地、菊水、菊水元町、中央、北郷、菊水上町、米里、豊平区豊平、旭町、水車町、平岸、中の島、
次のメールに続きます0042

タイトル: 豊平川高齢者避難

先ほどの緊急速報メールの続きです
対象地域の続き: 札幌市南区南30～37,39条西、真駒内本町
行動: 避難準備。高齢の方など避難に時間のかかる方は、早めに避難を開始
詳細住所・避難所: 洪水ハザードマップ、テレビ、ラジオ、HP等を参照0043

【例】土砂災害の避難準備・高齢者等避難開始の緊急速報メール

タイトル: 中央・南・西区高齢者避難

警戒レベル3

土砂災害の危険性が高まることが予想されるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令

対象地域: 札幌市中央区円山西町・宮の森・盤溪の各番地、宮の森、双子山、界川、円山西町、南区北ノ沢・中ノ沢の各番地、西区小別沢・福井の各番地、福井
次のメールに続きます6501

タイトル: 中央・南・西区高齢者避難

先ほどの緊急速報メールの続きです
行動: 避難準備。高齢者の方など避難に時間のかかる方は、早めに避難を開始
詳細住所・避難所: ハザードマップ、テレビ、ラジオ、HP等を参照6502

- 気象庁や河川管理者から、**気象（雨量等）や河川（水位等）の情報**が、**インターネットでリアルタイムに確認**することができます。大雨の際に、避難の判断等の参考にしてください。

気象情報

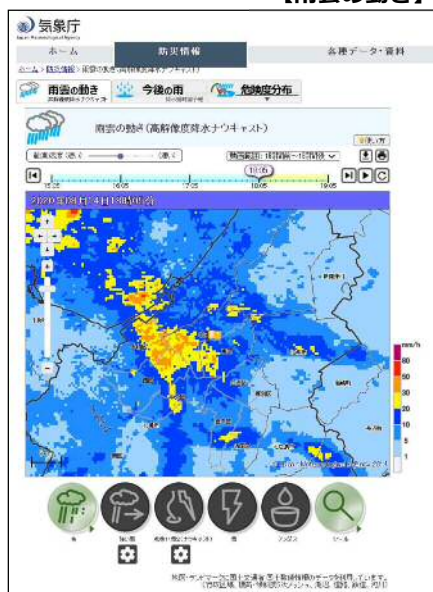
- ◆**気象庁HP**では、“**雨雲の動き**”や“**今後の降雨**”、土砂災害や浸水害・洪水に関する“**災害危険度情報**”等を確認できます。また、現在発表されている**気象警報・注意報、アメダスによる雨量等**の気象観測情報等の確認もできます。

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

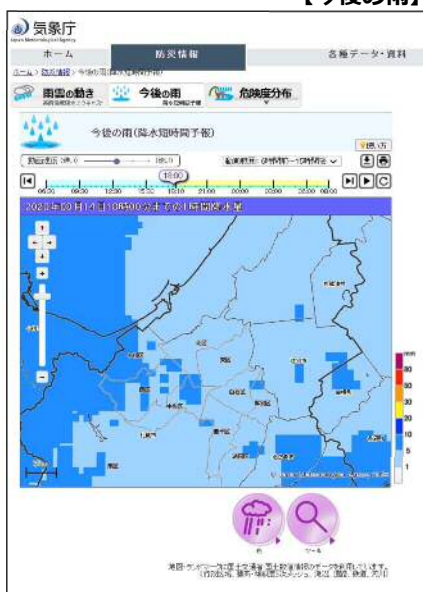
【アメダス（降水量）】



【雨雲の動き】



【今後の雨】



【危険度分布】



- ◆気象庁HPでは、これら以外にも様々な情報を得ることができます（気象注意報・警報等）
- ◆気象庁HPでどのような情報が得られるのか、平時から定期的に確認しておきましょう。

川の水位に関する情報

手引き解説編 第1章 1.3 情報収集・伝達（様式3、様式8～10）
手引き解説編 第2章 2.1 共通事項

◆「国土交通省 川の防災情報」では、**川の水位**をリアルタイムに確認できます。

<https://www.river.go.jp/portal/#80>

◆**施設近くの水位観測所**を調べ、大雨時の水位の状況を見て、避難の判断の参考にしましょう。

◆「川の防災情報」では、水位の他に河川の監視カメラ映像や降雨の状況も見ることができます。



※「星置川」は小樽市、「厚別」は江別市の画面で確認できます。



河川名と基準水位観測所

◆下表の河川名は、p1に示した**札幌市地図情報サービス**で表示される**河川名**と同じです。

◆**河川名と対応する水位観測所の水位を確認**し、避難の判断の参考にしてください。

河川管理者	河川名	水位観測所	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
開発局	石狩川	篠路	4.60	4.90
開発局	豊平川(下流)	雁来	7.50	8.70
		藻岩	41.10	41.40
北海道	新川	天狗橋	6.27	7.32

河川管理者	河川名	水位観測所	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
北海道	厚別川(上流)	川下橋	11.10	11.70
開発局	厚別川(下流)	厚別	6.50	6.90
北海道	中の川	共栄橋	5.76	6.41
北海道	琴似発寒川	西野	39.12	39.66
北海道	琴似川	琴似川	8.16	9.29
北海道	豊平川(上流)	豊平川	114.07	114.35
北海道	野津幌川	南郷もみじ橋	15.15	15.45
北海道	月寒川(上流)	月寒川	14.36	14.81
開発局	月寒川(下流)	雁来	7.50	8.70
北海道	望月寒川(上流)	望月寒川	35.86	36.30
開発局	望月寒川(下流)	雁来	7.50	8.70
北海道	精進川	精進川	75.00	75.52
北海道	星置川	星置川	6.46	6.75

避難の判断

◆**避難情報**は、川の水位情報や土砂災害の危険度情報、今後の雨の見込み等から総合的に判断し、発令します。

◆大雨の際に、**降雨や水位に関する情報を自ら収集**し、その推移を確認することで、**早期の避難行動の実施**に役に立つと考えられます。

※避難情報発令の判断には、表以外の水位計も活用します。

※「川の防災情報」では、表以外の様々な水位計のデータも確認可能ですので、避難の判断等の参考にしてください。

● 準備編で調べた事項を以下に記入してまとめ、作成編に移りましょう。

① 施設周辺のリスクを知る

避難確保計画作成の必要性	必要		不要	
施設周辺のリスク	洪水	対象河川		対象 非対象
				対象 非対象
				対象 非対象
				対象 非対象
				対象 非対象
	土砂災害	土石流		対象 非対象
		地すべり		対象 非対象
		急傾斜地		対象 非対象

② 避難場所を選ぶ ③ 避難の方法を考える

避難場所	避難場所①(立ち退き避難(水平避難))		浸水深	
	避難場所②(立ち退き避難(水平避難))			
	屋内安全確保の場合(垂直避難)			
	近隣の安全な場所			

④ 避難経路を考える

施設経路図	施設の位置	記載済	未記載
	避難場所	記載済	未記載
	施設から避難場所までの避難経路	記載済	未記載
	施設周辺、避難経路上のハザード	記載済	未記載

⑤ 避難のタイミングを考える

避難のタイミング	対象河川		避難のタイミング (避難情報)		対象水位観測所	

避難確保計画作成要領

～計画作成編～

表紙	p1
目次	p2
様式1（計画の目的等）	p3
様式2（防災体制）	p4～p7
様式3（情報収集・伝達）	p8
様式4（避難誘導）	p9
様式5（避難の確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施）	p10
様式6（自衛水防組織の業務に関する事項）	p11
様式7（防災教育及び訓練の年間計画）	p12
様式8（利用者緊急連絡先一覧表）	p13
様式9（緊急連絡網）	p14
様式10（外部機関等の緊急連絡先一覧表）	p14
様式11（対応別避難誘導一覧表）	p15
様式12（防災体制一覧表）	p16
別添（自衛水防組織活動要領）	p17
別表1・別表2（自衛水防組織の編成と任務、自衛水防組織装備品リスト）	p18
別紙1（施設周辺の避難地図）	p19
既存の計画への追記による避難確保計画の作成	p20
要配慮者利用施設の所管課	p21

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

- ◆施設の対象災害を選んでください。
- ◆札幌市内における施設の対象災害は、以下の2つ。
 - ・水害（洪水）
 - ・土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： 】

年 月 作成

- ◆施設名を記入してください。
- ◆同じ敷地に、同じ法人が運営する複数の施設がある場合は、以下のように避難確保計画を作成してください。
 - ①緊急時の防災体制（体制・活動・避難誘導等）が複数の施設で同一の場合は、複数施設合同の避難確保計画作成で構いません。「施設名」に、対象となる複数の施設名を記入してください。
 - ②緊急時の防災体制が施設毎に異なる場合は、それぞれの施設で避難確保計画を作成してください。「施設名」には、個々の施設名を記入してください。

[illegible]

※提出不要の様式があることに注意してください。

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織機装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
—	施設周辺の避難地図	別紙1	—

市町村長への提出は不要

情報収集伝達要員

避難誘導要員

様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、土砂災害防止法

手引き解説編 第1章 1.2 計画の目的等（様式1）

◆対象災害に対応した文言、関係法になっているかを確認する。

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

◆作成、見直し・修正した場合は、札幌市長へ提出をお願いいたします。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

手引き解説編 第1章 1.2 (3) (4)
施設利用者（要配慮者）の把握、施設職員の把握

	施設の状況				休日			
	平日							
	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名
夜間	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

◆大雨時に施設利用者を安全に避難させるために、必要な職員数を事前に把握し、施設職員を確保する必要があります。

◆夜間や休日など勤務職員の人数が少ない場合は、施設周辺に住んでいる職員や臨時従業員等の応援体制を事前に検討しておく必要があります。

→臨時従業員や地域住民の方々のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、いざという時に応援要請が可能な人がいる場合は、人数を確認しておきましょう。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とするまたは午前 時の時点で、全県下又は「 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

手引き解説編 第1章 1.2 (5)
事前休業の判断について

◆事前休業を判断する場合の、気象情報等の判断基準を記入。

◆北海道や石狩管内全体、又は、「札幌市」に、判断基準となる気象情報が発令されている場合等、判断基準の範囲を記入。

※施設の営業時間、利用者の特性、利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をしてください。

様式2 【洪水】～洪水予報河川の場合～

4

手引き解説編 第1章 1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

自衛水防組織設置の有無により、どちらかを記載してください。

◆作成準備編p2で調べた対象河川について、**体制確立の判断時期**と、**施設職員等の役割分担**を設定しておきましょう。

◆**洪水予報河川**では、気象庁・国土交通省より**洪水予報**が発表されます。洪水予報や気象情報、**札幌市から発令される避難情報等**を参考に体制確立を判断してください。

※p8～p10、p11で説明したように、**河川の種類**（洪水予報河川と水位周知河川）により**発令される情報が異なることに注意**し、判断時期を記入してください。

【洪水予報河川】石狩川、豊平川、新川

◆施設単独での避難が困難な場合は、地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について、連携することも選択肢の一つです。

◆車両提供や避難に関して、企業等との協定がある場合は、円滑に対応できるように記載しておきましょう。

洪水

様式2

4 防災体制

（自衛水防組織を設置する場合の記載例）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

（自衛水防組織を設置しない場合の記載例）

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川（〇〇地点） 氾濫注意情報発表	注意体制確立 レベル2	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警戒発表 ・〇〇川（〇〇地点） 氾濫警戒情報発表	警戒体制確立 レベル3	洪水予報の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・〇〇川（〇〇地点） 氾濫危険情報発表	非常体制確立 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警戒及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

施設の防災体制	活動内容	自営水防組織を設置する場合（対応班）	自衛水防組織を設置しない場合（対応要員）
注意体制確立 （災害モード意識に切り替える）	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
警戒体制確立 （準備する） （避難する）	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
	使用する資器材及び非常持出品等の準備	避難誘導班	避難誘導要員
	保護者・家族等への事前連絡	総括・情報班	総括・情報班
	周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼	総括・情報班	総括・情報班
非常体制確立 （直ちに避難）	要配慮者の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員
	施設内全体の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員

様式2 【洪水】～水位周知河川の場合～

5

手引き解説編 第1章 1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

自衛水防組織設置の有無により、どちらかを記載してください。

◆作成準備編p2で調べた対象河川について、**体制確立の判断時期**と、**施設職員等の役割分担**を設定しておきましょう。

◆**水位周知河川**では、“**避難準備・高齢者避難開始**”は**発令されません**。レベル3(警戒体制確立)は、近くの河川で避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合等も参考に、体制確立について検討してください。

※p8～p10、p11で説明したように、**河川の種類**(洪水予報河川と水位周知河川)により**発令される情報が異なることに注意**し、**判断時期**を記入してください。

【水位周知河川】

厚別川、野津幌川、月寒川、望月寒川、
精進川、豊平川(上流部)、中の川、
琴似発寒川、琴似川、星置川

◆施設単独での避難が困難な場合は、地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について、連携することも選択肢の一つです。

◆車両提供や避難に関して、企業等との協定がある場合は、円滑に対応できるように記載しておきましょう。

洪水

様式2

4 防災体制

(自衛水防組織を設置する場合の記載例)

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

(自衛水防組織を設置しない場合の記載例)

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 水位が氾濫注意水位に到達	注意体制確立 レベル2	対象河川の水位情報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・近くの河川(洪水予報河川)で避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 水位が避難判断水位に到達	警戒体制確立 レベル3	対象河川の水位情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川(〇〇地点) 水位が氾濫危険水位に到達	非常体制確立 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

施設の防災体制	活動内容	自営水防組織を設置する場合(対応班)	自衛水防組織を設置しない場合(対応要員)
注意体制確立 (災害モード意識に切り替える)	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
警戒体制確立 (準備する) (避難する)	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
	使用する資器材及び非常持出品等の準備	避難誘導班	避難誘導要員
	保護者・家族等への事前連絡	総括・情報班	総括・情報班
	周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼	総括・情報班	総括・情報班
非常体制確立(直ちに避難)	要配慮者の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員
	施設内全体の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員

様式2 【洪水】～複数河川が対象の場合～

6

手引き解説編 第1章 1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

自衛水防組織設置の有無により、どちらかを記載してください。

◆作成準備編p2で調べた対象河川について、**体制確立の判断時期**と、**施設職員等の役割分担**を設定しておきましょう。

◆**対象河川が複数の場合**は、それぞれの河川の判断時期を記入してください。
※右の例は、**2つの水位周知河川**が対象となる場合の例

◆洪水予報河川が対象の場合は、p4～5の例等に基づいて記入してください。

◆施設単独での避難が困難な場合は、地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について、連携することも選択肢の一つです。

◆車両提供や避難に関して、企業等との協定がある場合は、円滑に対応できるように記載しておきましょう。

洪水

様式2

4 防災体制

(自衛水防組織を設置する場合の記載例)

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

(自衛水防組織を設置しない場合の記載例)

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 水位が氾濫注意水位に到達 ・△△川(△△地点) 水位が氾濫注意水位に到達	注意体制確立 レベル2	対象河川の水位情報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・他の河川(洪水予報河川)で避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警戒報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 水位が避難判断水位に到達 ・△△川(△△地点) 水位が避難判断水位に到達	警戒体制確立 レベル3	対象河川の水位情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川(〇〇地点) 水位が氾濫危険水位に到達 ・△△川(△△地点) 水位が氾濫危険水位に到達	非常体制確立 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警戒及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

施設の防災体制	活動内容	自営水防組織を設置する場合(対応班)	自衛水防組織を設置しない場合(対応要員)
注意体制確立 (災害モード意識に切り替える)	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
警戒体制確立 (準備する) (避難する)	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
	使用する資器材及び非常持出品等の準備	避難誘導班	避難誘導要員
	保護者・家族等への事前連絡	総括・情報班	総括・情報班
	周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼	総括・情報班	総括・情報班
非常体制確立(直ちに避難)	要配慮者の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員
	施設内全体の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員

様式2 【土砂災害】

7

手引き解説編 第1章 1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

様式2

土砂災害

4 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨注意報発表	注意体制確立 レベル2	気象情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・大雨警報（土砂災害）発表	警戒体制確立 レベル3	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・土砂災害警戒情報発表 ・土砂災害の前兆現象	非常体制確立 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ち切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をともに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

◆土砂災害警戒区域内に位置している施設は、土砂災害に対する体制確立の判断時期を記入してください。

◆施設単独での避難が困難な場合は、地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について、連携することも選択肢の一つです。

◆車両提供や避難に関して、企業等との協定がある場合は、円滑に対応できるように記載しておきましょう。

施設の防災体制	活動内容	自営水防組織を設置する場合（対応班）	自衛水防組織を設置しない場合（対応要員）
注意体制確立 （災害モード意識に切り替える）	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
警戒体制確立 （準備する） （避難する）	気象情報、洪水予報、河川水位情報等の情報収集	総括・情報班	総括・情報班
	使用する資器材及び非常持出品等の準備	避難誘導班	避難誘導要員
	保護者・家族等への事前連絡	総括・情報班	総括・情報班
	周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼	総括・情報班	総括・情報班
非常体制確立 （直ちに避難）	要配慮者の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員
	施設内全体の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員

様式 3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

手引き解説編 第1章 1.4 (1)
情報収集

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	エリアメール・緊急速報メール、電話、FAX、テレビ・ラジオ・インターネット（札幌市HP）
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	札幌市に問合せ
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無い等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 11

手引き解説編 第1章 1.4 (2)
情報伝達

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「**A会**（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは**A会**（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

◆作成準備編p15～p16に示した**気象庁HP**や「**川の防災情報**」等から情報を積極的に入手しましょう。

◆情報提供機関のウェブサイト等は、ブックマーク等して、素早く表示できるようにしておきましょう。

◆「避難準備・高齢者等避難開始」等の**避難情報**は、様々な媒体を通じて伝達します。札幌市HPでは発令範囲や避難場所の開設情報などが詳細にご確認いただけます。避難情報が発令された場合は、**自らHP等を閲覧し、詳細をご確認ください。**

◆増水時の河川や排水路、浸水した道路等に近づくことは危険です。施設内等の安全な場所から見える範囲で確認してください。

◆大雨時に崖や沢に近づくのは、土砂災害に巻き込まれる可能性があり、大変危険です。施設内等の安全な場所から見える範囲で確認してください。

◆排水機場の稼働状況について確認したい場合は、札幌市にお問合せください。

◆作成準備編p5で検討した避難場所を記入してください。

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

様式 4

手引き解説編 第1章 1.5 避難誘導 (様式 4)

1) 立ち退き避難 (水平避難) を行う場合

立ち退き避難 (水平避難) の場合の避難場所 1 (浸水想定区域外の関連施設)

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名 (洪水)	A会 (系列グループホーム)	2000	m	☐	☒ 4 台
施設名 (内水)			m	☐	☐ 台
施設名 (高潮)			m	☐	☐ 台
施設名 (津波)			m	☐	☐ 台
施設名 (土砂災害: がけ崩れ・土石流・地すべり)	A会 (系列グループホーム)	2000	m	☐	☒ 4 台

立ち退き避難 (水平避難) の場合の避難場所 2 (指定緊急避難場所)

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名 (洪水)	札幌市立●●小学校 (2階)	500	m	☒	☒ 4 台
施設名 (内水)			m	☐	☐ 台
施設名 (高潮)			m	☐	☐ 台
施設名 (津波)			m	☐	☐ 台
施設名 (土砂災害: がけ崩れ・土石流・地すべり)	札幌市立●●小学校 (2階)	500	m	☒	☒ 4 台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保 (垂直避難) の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保 (洪水)	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保 (内水)		階	
屋内安全確保 (高潮)		階	
屋内安全確保 (津波)		階	
施設名 (土砂災害: がけ崩れ・土石流・地すべり)	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難 (水平避難)、屋内安全確保 (垂直避難) が困難な場合、近隣の安全な場所「●●公園」に避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式 11

◆作成準備編p5～6で検討した、**立ち退き避難 (水平避難)**を行う場合の避難場所を記入してください。避難場所までの距離と移動手段も記入してください。

◆作成準備編p5～6で説明したように、**複数の避難場所**を検討しておくことが重要です。避難場所としては、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の系列施設及び同種類似施設、指定緊急避難場所**が考えられます。

◆利用者の状態と避難場所までの移動距離、経路の状況等に応じ、**移動手段**を決定しておいてください。

◆施設の車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシーを保有する事業者との協定や覚書の締結も有効です。

◆**屋内安全確保 (垂直避難)**を行う場合は、浸水想定深より上階を、避難階として記入してください。

◆**土砂災害の場合**は、立ち退き避難が原則ですが、緊急でやむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や、最低限のリスク回避として施設内での屋内安全確保 (垂直避難) となることもあります。

※施設の構造、立地、利用者の要介護度や病状等を踏まえて検討してください。

◆建物名称は、複数の建物がある場合や、日頃用いている名称がある場合に記入してください。

◆**移動手段**には、階段の利用、使用する資機材を記載してください。

◆指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等を記入してください。

◆土砂災害の特徴は、局所的かつ突発的に被害が発生することです。土砂災害は正確に予測することが難しく、河川の水位のように見たとにわかりやすい判断指標がありません。

◆土砂災害は、家屋等の建物の破壊及び人的被害が発生するなど、甚大な被害が発生すること多いのが特徴です。

◆このような特徴を踏まえ、施設外の避難場所への立ち退き避難が基本となります。緊急でやむを得ない場合は、近隣の安全な場所や、最低限のリスク回避として、屋内安全確保となることもあります。施設の特性に合わせた避難場所を判断する必要があります。

様式 5

手引き解説編 第1章 1.6
避難の確保を図るための施設の整備（様式 5）

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋（感染症対策） マスク、消毒液（アルコールタイプのウェットティッシュなど） 体温計、スリッパ
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

◆避難確保資器材は、**利用者の特性等**を踏まえ、**施設の避難に必要なもの**を記入してください。

◆より一層の安全な避難の確保という観点から、浸水を防ぐための対策、土砂災害に対する避難を確保するための対策も考えられます。

【例】土のう・止水板：
施設の出入口等に設置して、浸水を防ぐ。
洪水に備えて、予め用意しておく。

【例】壁の補強：
土砂が衝突しても壊れないように、壁を補強する

【例】非常用サイレン（屋外設置）：
近隣住民に助けを求めることができるように、施設屋外に非常用サイレンや回転灯等を設置する

浸水を防ぐための対策
土のう、止水板、〇〇〇〇
土砂災害に対する避難を確保するための対策※
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇

※事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

手引き解説編 第1章 1.7
防災教育及び訓練の取組（様式 7）

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

◆様式7の**防災教育及び訓練の年間計画**に基づき記載してください。

(自衛水防組織を設置する場合に必要な様式)

様式 6

◆自衛水防組織を設置する場合は、
様式6を作成・提出してください。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
- 自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

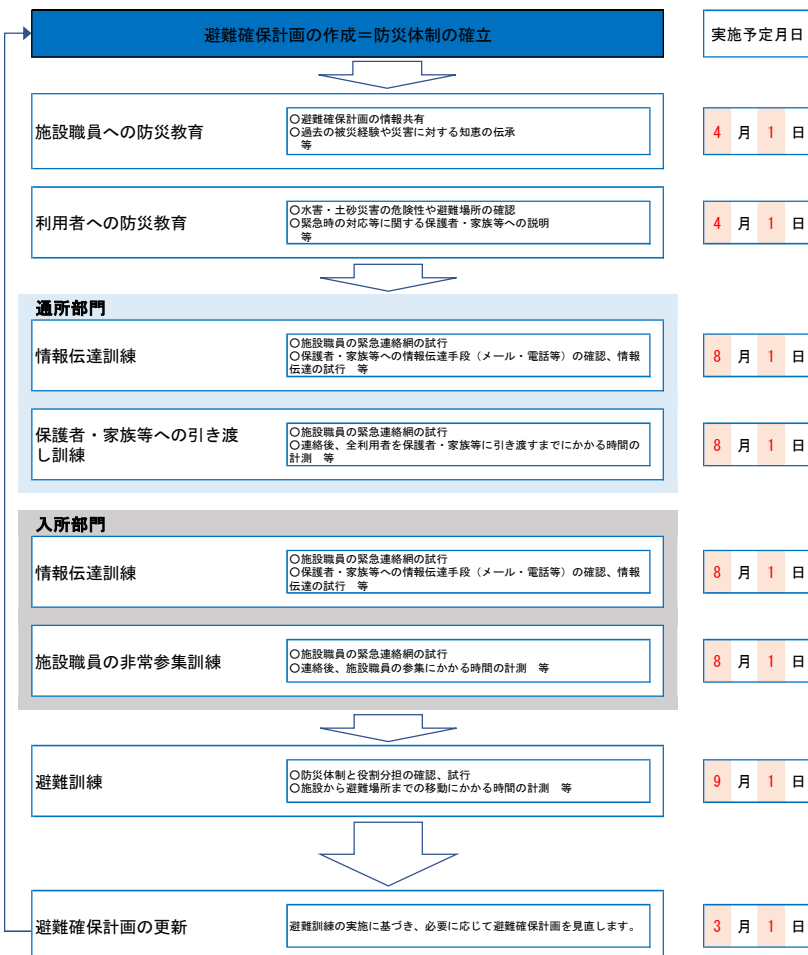
「自衛水防組織活動要領」⇒別添

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

手引き解説編 第1章 1.7
防災教育及び訓練の取組（様式7）

様式 7

10 防災教育及び訓練の年間計画



本様式は提出不要です。

◆水害や土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要です。水害や土砂災害に関する出前講座等の利用も検討してください。

◆防災教育の実施にあたっては、地域の河川、砂防及び危機管理等の防災行政経験者（災害ボランティア等）や防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことも重要です。

◆定期的に水害や土砂災害を想定した**避難訓練**を実施し、情報伝達体制や避難誘導の確認を行うことが重要です。施設単独の避難訓練だけではなく、地域で開催される避難訓練にも積極的に参加し、地域と一体となった警戒体制を確認しましょう。

◆防災教育
施設職員及び施設利用者に対してそれぞれ行う。

- ・施設職員：
避難確保計画の研修、過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承等
- ・施設利用者：
水害・土砂災害の危険性、避難場所の確認、緊急時対応に関する保護者・家族等への説明等

◆訓練
訓練は次のような種類がある。施設の特性を勘案し、必要と思われる訓練を実施しましょう。

- ・情報伝達訓練
- ・保護者・家族等への引き渡し訓練
- ・施設職員の非常参集訓練
- ・避難訓練等

◆避難訓練

避難訓練には以下のようなものがあり、段階的に行うことも考えられます。

- ①防災体制の確認：気象情報等の収集と施設内での情報共有、避難の判断
- ②施設内での避難誘導訓練
- ③施設外での避難誘導（移動）訓練
- ④資器材・備蓄品等の確保、移動の訓練

※日頃から、散歩コースに避難経路を利用したり、イベントの際に移動にかかる時間を計測する等、工夫しながら楽しく実施することが重要です。

様式 8

本様式は提出不要です。

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

手引き解説編 第1章 1.4 (3)
施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

1.1 利用者緊急連絡先一覧表

[illegible]

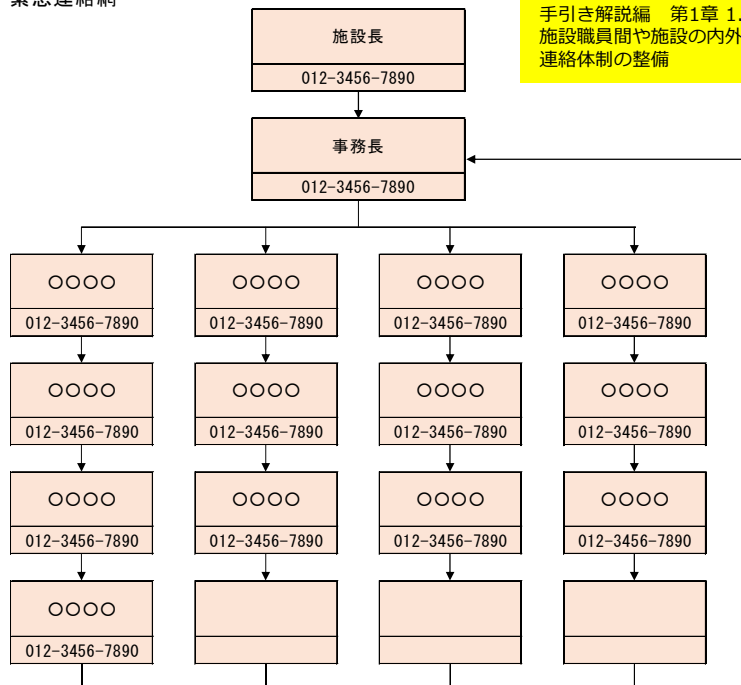
◆「利用者緊急連絡先一覧表」
(様式8)の緊急連絡先に記載した保護者・家族等に、電話やその他の連絡手段(電子メール等)で避難場所等の連絡をしてください。

◆電子メール等の文字情報による伝達の場合は、伝達文を予めPC等に準備しておくことで迅速な伝達が可能になります。

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式 9

1 2 緊急連絡網



本様式は提出不要です。

- ◆施設職員間の緊急連絡網を作成してください。
- ◆既存の名簿等がある場合は、それを用いて構いません。

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式10

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

- ◆外部機関等の緊急連絡先一覧を作成してください。
- ◆市町村（防災担当）は、札幌市危機管理対策室としてください。
- ◆市町村（福祉担当）は、施設を所管する局・課の番号を記入してください。緊急連絡先を聞いている場合は、その番号を記入してください。
- ◆避難する際に協力を要請する支援者や、病人・けが人が出た際に受け入れてもらう病院や診療所等の連絡先（昼間・夜間）を記入してください。
- ◆その他、必要な外部機関等の連絡先を記入してください。

- ◆作成した連絡体制表は、施設職員一人ひとりに配付するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。
- ◆施設職員間の連絡手段として、自宅の固定電話のほか、携帯電話、メール及びSNS等の活用もご検討ください。
- ◆連絡体制表は、市町村役場、自主防災組織、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことが重要です。

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

本様式は提出不要です。

様式11

手引き解説編 第1章 1.8
対応別避難誘導一覧表（様式8）

14 対応別避難誘導一覧表

[illegible]

避難場所へ移動
1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用 4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他

その他の対応
6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

- ◆施設利用者の中には、単独で避難することが困難な方がいらっしゃいます。避難支援の必要な方の避難には、時間を要することが考えられます。
 - ◆より実効性の高い計画を作成するために、施設利用者の状態に応じて、**利用者ごとの避難方法を事前に検討**しておいてください。
 - ◆既存の名簿がある場合は、それを用いて構いません。
-
- ◆利用者の状態を把握し、**避難する際に準備が必要な装備**(雨具、歩行補助器具等)を確認してください。
 - ◆**施設から避難場所までの移動手段**(徒歩、車いす、車等)を設定してください。
 - ・徒歩移動可能な利用者は、杖や歩行器等の補助器具を確保。
 - ・徒歩移動困難な場合は、車いす、ストレッチャー等の補助器具を確保
 - ・車で移動する場合は、福祉車両及び一般車両等の車を確保
 - ◆利用者の状態に応じて、**担当者**を設定してください。

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

様式 12

本様式は提出不要です。

1 5 防災体制一覧表

手引き解説編 第1章 1.3
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

管理権限者（施設長）（代行者 事務長）

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
	担当者	役割
避難誘導要員	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

- ◆災害発生のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めてください。
- ◆統括管理者（又は管理権限者）のもと、的確な情報収集・伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員が確保できるようにしてください。
- ◆昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしてください。

<< 職員の役割分担の例 >>

自衛水防組織を設置する場合 （対応班）	自衛水防組織を設置しない場合 （対応要員）	役 割
総括・情報班	情報収集伝達要員	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。 テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、土砂災害の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。
避難誘導班	避難誘導要員	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合や土砂災害の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

<< 参集基準の例 >>

	活動内容
参集準備	台風の接近や大雨が予想される場合は、情報収集班がテレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、今後の雨の予想や行政機関が発表している情報等について情報収集を行い、他の職員に情報共有し、速やかに参集できる準備を整える。
応援当番職員参集	大雨警報が発表された場合は、当直施設職員の補助として、応援職員を速やかに参集できる準備を整える。
全職員参集	土砂災害警戒情報の発表や市町村から避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合は、利用者等を避難させるため、全職員が速やかに参集し、避難誘導を行う。

<< 参集基準ごとの判断基準と主な業務内容の例 >>

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

別添

本様式は提出不要です。

◆自衛水防組織を設置する場合は、「自衛水防組織活動要領」を添付してください。

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- （1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- （2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- （1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- （2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- （3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

- 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- （1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- （2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

手引き解説編 第1章 1.3
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

統括管理者（施設長）（代行者 事務長）

総括・情報班	担当者	役割
	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ・	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導班	担当者	役割
	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

本様式は提出不要です。

◆自衛水防組織を設置する場合は、様式11に示した職員の役割分担等を参考に、別表1「自衛水防組織の編成と任務」、別表2「自衛水防組織装備リスト」を添付してください。

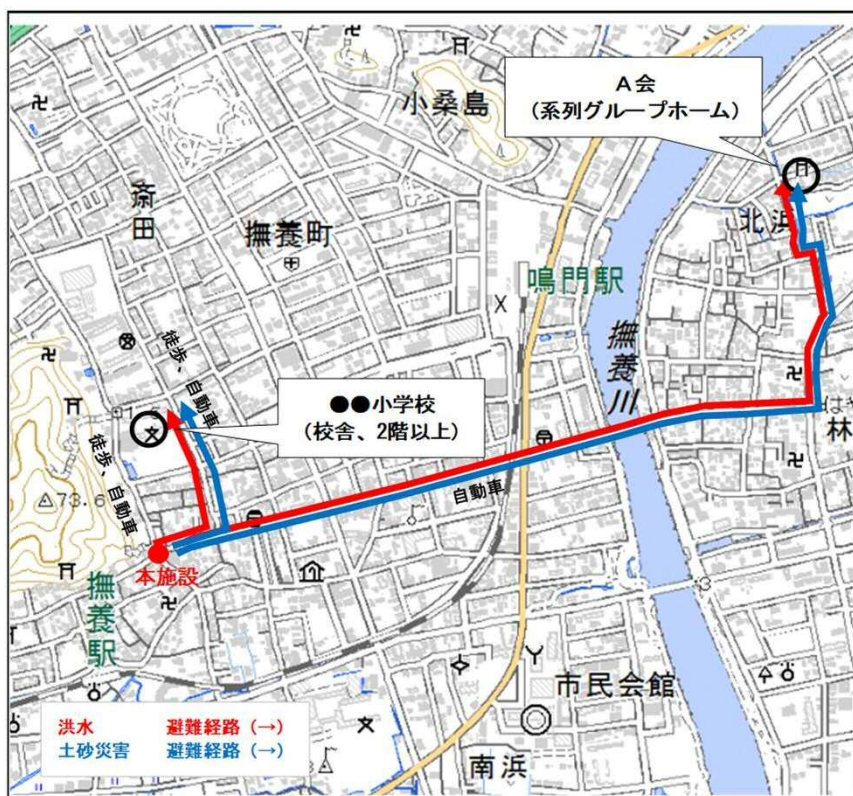
手引き解説編 第1章 1.9
施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）

別紙 1

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	A会（系列グループホーム）	札幌市立●●小学校（2階以上）	本施設2階
内水			
高潮			
津波			
土砂	A会（系列グループホーム）	札幌市立●●小学校（2階以上）	本施設（斜面の反対側）2階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

◆作成準備編p8に基づき、避難経路図を作成し、別紙1に添付してください。

- 避難確保計画は、**既存の計画に必要事項を追記して提出**することもできます（消防計画、非常災害対策委計画、危機管理マニュアル）。
- 以下の「消防計画」への追記の例を参考としてください。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成



消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、**水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保**を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、**洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務**を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、**洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員**を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、**避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める**。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追記して作成できます。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人、物、財産並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追記

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難経路の指定、操作にあたる。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。

項目を追記

体制区分	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報収集	情報収集、関係職員指図
警戒体制	〇〇情報収集 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始命令	情報収集、資器材準備、要救助者の避難誘導、...
非常体制	〇〇情報収集 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、...

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

項目を追記

- (1) 避難場所・経路
第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇〇の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
- (2) 避難誘導方法
施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの道路、道路状況について予め説明する。
避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追記

品目の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内図、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ラジオジャック、懐中電灯、電池式照明器具、避難経路の一時封鎖のための水・資材・器具・簡易...

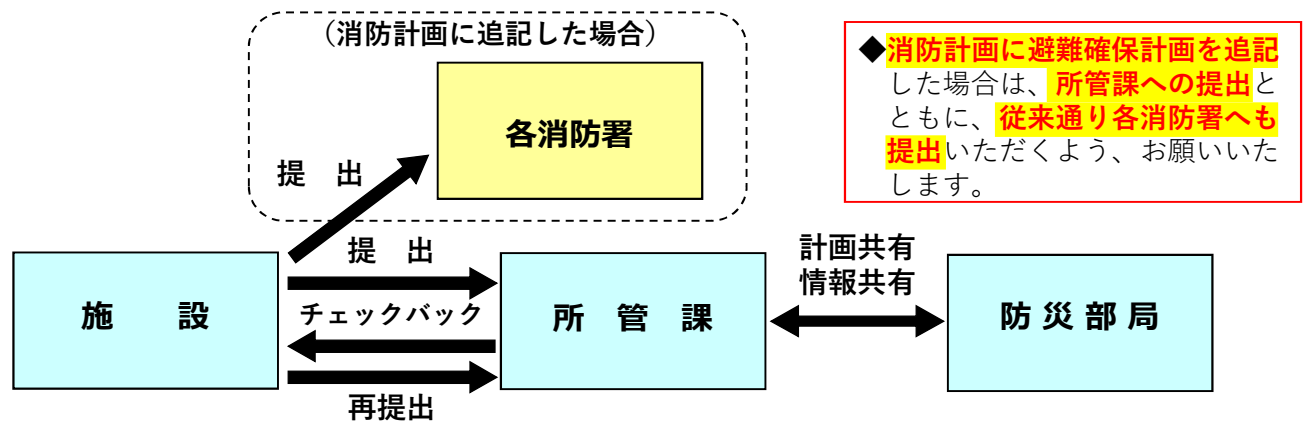
(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追記

実施区分	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その他	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

- ◆避難確保計画を「消防計画」に追記した場合は、「消防計画」を**所管課へ提出**するとともに、**従来通り各消防署にも提出**していただくよう、お願いいたします。



分類	施設	所管課	防災部局
高齢者 関連施設	老人デイサービス	保険福祉局 高齢福祉課	危機管理 対策室 危機管理 対策課
	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型老人共同生活援助の事業の用に供する施設、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、通所介護(地域密着型含む)、認知症対応型通所介護、介護医療院、	保健福祉局 介護保険課	
障がい者 関連施設	身体障害者社会参加支援施設、生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練(生活介護)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、共同生活援助、福祉ホーム、地域活動支援センター、施設入所支援	保健福祉局 障がい福祉課	
児童 関連施設	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター	保健福祉局 障がい福祉課	
	助産施設、母子生活支援施設	子ども未来局 子育て支援課	
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童相談所、児童自立支援施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、小規模住居型児童養育事業の用に供する施設	子ども未来局 児童相談所 地域連携課	
	保育所(認可)(認可外)	子ども未来局 施設運営課、指導担当課	
	認定こども園、一時預かり事業の用に供する施設	子ども未来局 施設運営課	
	放課後児童健全育成の用に供する施設	子ども未来局 子ども企画課	
	子育て世代包括支援センター	各区役所	
学校 関連施設	幼稚園(市立)、小学校(市立)、中学校(市立)、中等教育学校(市立)、特別支援学校(市立)	教育委員会 総務課	
	幼稚園(私立)、小学校(私立)、小学校(付属)、中学校(市立)、中学校(付属)、中途教育学校(私立)、特別支援学校(私立)、特別支援学校(道立)	北海道所管(北海道教育委員会、北海道総務部法人局学事課等)	
医療関連 施設	病院、有床診療所、人工透析を行う施設、有床歯科診療所、助産所	保健福祉局 医療政策課	
救護施設	救護施設	保健福祉局 保護自立支援課	